



Certified tax accountant social insurance and labor consultant ニュース

# 節税 労務 助成金



<http://taxlabor.com/nipre/>



<http://taxlabor.com/>



<http://taxlabor.com/news/>

## 節税・労務・助成金ニュース 102号

## 所得税の配偶者控除の年収の引き上げ！！

はじめまして、NIPRE大阪の里道 慎（サトミチ マコト）と申します。

6月1日より当事務所に入所し、まもなく2ヵ月となります。今回この場をお借りして自己紹介の機会を頂戴いたしました。当ニュースをご覧の皆様ならびに事務所のメンバーに心より御礼申し上げます。

大学卒業後、アパレル販売のアルバイトを経たのちに飛び込んだ税務・会計の世界。約11年、色々な経験を積みさせていただきましたが、これまで以上に仕事にやり甲斐を持ち、クライアント様をはじめ、共に働く仲間、友人、家族、そして自分自身の為に成長し続けたいという思いの元、当事務所の門を叩きました。

まだまだ事務所内の業務の流れに乗ったとは言い難い状態ですが、メンバーの心強い支えもあり、充実した日々を過ごしております。

これまでの経験を生かすだけでなくさらに磨きをかけ、加えて労務や助成金に関する知識や経験も積極的に積みたいと考えております。そして「お客様に安心と元気を」という当事務所の理念を体現していきたいと考えております。

今後、皆様とお会いする機会も増えてくるかと思っておりますので、早く顔と名前を覚えていただけるよう、1日1日積み重ねていきたいと考えております。

どうぞ末永く宜しくお願い申し上げます。

### 平成30年！配偶者控除 150万円まで拡大！？



平成30年1月より、配偶者控除の扶養範囲の収入要件が、**103万円から150万円**へ変わります。103万円の壁と言われた配偶者控除の額が引き上げられます。ただし、気をつけてください。社会保険の扶養に入れる収入要件**130万円**は、変更されませんので130万円を超えて働かれる場合は、別で会社の社会保険又は国民健康保険の加入が必要になります。

さらに、気を付けていただきたい改正事項は配偶者控除を受ける夫に『**所得制限**』が設けられます。夫の給与収入が1,220万円を超える場合は、配偶者控除を受けられなくなります。

平成29年1月からの配偶者の働き方を考えるとともに、社長の役員報酬によっては、配偶者控除を受けられなくなるかもしれないので、注意してください。

さらに詳しい内容は当事務所ブログにも掲載しております。

『猿でもわかる節税・助成金まとめ』  
<http://taxlabor.com/news/?p=5224>

## 個人型確定拠出年金は、税制優遇のメリットが多い！！

『個人型確定拠出年金』とは、加入者が月々の掛け金を拠出（積立）し、あらかじめ用意された金融商品で運用し、60歳以降に年金または一時金で受け取る制度です。

### 個人型確定拠出年金の税制メリットとは！？

#### メリット1 積立した掛金は『全額所得控除』の対象

確定拠出年金の掛金は60歳まで支払を行います。会社員は年末調整で確定拠出年金の掛け金の控除が受けられます。また、自営業の方は確定申告で所得控除を受けられます。控除を受ける際には、確定拠出年金の“控除証明書”が必要になります。

#### メリット2 運用の結果の『運用益』は、非課税

一般の金融商品は、利息などに税金（源泉分離課税20%）がかかりますが、確定拠出年金制度では、運用益は非課税です。

#### メリット3 受け取る時は『公的年金等控除』または『退職 所得控除』の対象

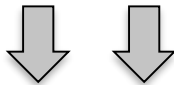
年金として受け取る場合は、他の公的年金と合算して『公的年金等控除』が受けられます。また一時金として受け取る場合は、退職金などと合算して『退職所得控除』が受けられます。

### 加入資格者の範囲が拡大された！！

#### 平成29年1月以前は・・・

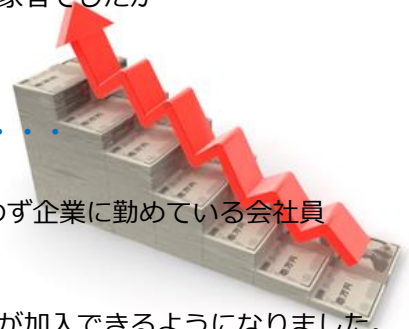
- ◆ 自営業の方
- ◆ 企業年金制度のない企業に勤めている会社員

上記の方だけが加入対象者でしたが・・・



#### 平成29年1月からは・・・

- ◆ 自営業の方
- ◆ 企業年金制度を問わず企業に勤めている会社員
- ◆ 公務員
- ◆ 専業主婦（主夫）



ほぼすべての現役世代が加入できるようになりました。ただし、専業主婦（主夫）は、所得税が無いため税制優遇のメリットは受けられませんが・・・。注意したいのは、確定拠出年金の受取りは60歳以降になるため、長期的な資金運用になります。また、資金運用の商品によっては、掛金より年金額が減ってしまうこともありますので注意！！